

## ○宮崎大学産学・地域連携センター（産学・地域連携施設）利用上の留意事項

産学・地域連携センター（産学・地域連携施設）の利用に際しては、「産学・地域連携センター（産学・地域連携施設）利用規程」を遵守するものとし、本センターの目的に反する利用を行った場合、利用承認を取り消すことがある。

なお、本施設の利用にあたっては、次の各事項に留意し、良好な施設環境に心がけるものとする。

### 1. 実験室・研究室の利用手続き

① 実験室・研究室の利用を希望する者は「産学・地域連携センター実験室・研究室利用申請書」（別紙①）を、会議室の利用を希望する者は「産学・地域連携センター会議室利用申請書」（別紙②）をセンター長宛に提出し、「産学・地域連携センター利用承認書」（別紙③）により承認を得なければならない。

② 前項の利用者は、別表に定める使用料及び光熱水料を負担すること。

### 2. 開館時間

センターの開館時間は、月曜日から金曜日（ただし、閉館日、休日及び年末年始の休暇期間は除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### 3. 開館時間外の利用

開館時間外にセンターを利用しようとする場合は、玄関電子錠パスカード及び実験室の鍵を受け取ること。時間外の入出は本人が責任を持って行うこと。また、業務終了後は速やかに玄関電子錠パスカード及び実験室の鍵を返却すること。

### 4. 設備・備品等の移動

① 実験室・研究室の設備・備品等の移動は、原則として行わないこと。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前にセンター教職員に申し出てその指示に従うこと。

② 会議室を利用した場合は、利用後は速やかに利用者によって現状に復すること。

### 5. 機器の搬入

教育研究に必要な機器等の搬入を希望する者は、「機器持込願」（別紙④）をセンター長宛に提出し、許可を得なければならない。また、当該機器等の使用が終了した時は、速やかに搬出しなければならない。

### 6. 設備の管理責任者及び保守責任者

宮崎大学産学・地域連携センター産学・地域連携施設に設置された機器等の管理及び保守は原則としてセンターが行うものとし、設備の使用に当たって、利用者はセンター教職員の指示に従うこと。

### 7. 安全管理

① 使用装置等の始業点検及び終業点検を励行し、事故防止に努めること。

② 使用場所を長時間離れる場合は、装置等の停止を行う等の必要な安全措置を講じること。

③ 危険物等の使用中は、火気に十分注意すること。

④ 装置の使用後は、火気の後始末、断電、断ガス及び施錠等の確認の上退出すること。

⑤ 特殊ガスの使用に当たっては、換気に十分注意すること。

⑥ 毒物・劇物及び危険物の保管については、保管庫の施錠等を確実にし、厳重に管理すること。

### 8. 有害廃棄物の処理

有害廃棄物の処理については、宮崎大学施設マネジメント委員会が定める処理要項等に従うこと。

### 9. 火災事故等の災害発生時の対処

① 宮崎大学の防災マニュアルに従うこと。

② 第一に人命の安全確保の処置を講じること。

10. 節電・節水

- ① 電気、ガス及び水道水の節約に努めること。
- ② 利用室を離れる場合は、照明及び空調機器等の断電等を必ず行うこと。

11. 清潔の保持

- ① 各室の清掃は、それぞれの利用者において行うこと。なお、ゴミ及び実験に伴う一般廃棄物等は指定された場所に集めること。
- ② 玄関ロビー、廊下、階段及び便所の共用部分についても清潔を保つように留意すること。
- ③ 喫煙は、指定された場所以外では行わないこと。

12. その他

センターの利用に関し、上記以外の必要事項については、随時センター教職員が指示をするので、これに従うこと。